

# やまと得々ミニ情報

第 79 号 2003 年 2 月 1 日

大和木材株式会社

〒891-1104 日置郡郡山町油須木 1299-1 番地

Tel 099-245-7048 Fax 099-245-7058

URL ; <http://www.synapse.ne.jp/~yamato-kk/>

E メール ; [yamato-kk@po.synapse.ne.jp](mailto:yamato-kk@po.synapse.ne.jp)

## 住宅取得を目的の贈与 3,500 万円まで非課税 !

国土交通省は 1 月より住宅取得に係わる相続時精算課税制度(仮称)の特例として 3,500 万円までの贈与を非課税とする申告受付を開始しました。期限は平成 17 年 12 月 31 日までで、贈与者の年齢要件などは問われません。なお、住宅取得を目的としない場合は贈与非課税枠を 2,500 万円までとし、親の年齢も 65 歳以上の場合に限られます。これらの措置は時限立法であり、この間の贈与については、相続時に相続税として精算処理を行うものです。現行の住宅取得資金贈与税の特例非課税枠 550 万円とどちらが得かは検討されたほうが良いでしょう。

この他、土地の流動化を促進するため、住宅に係わる税制では、登録免許税の税率を、本年 4 月から平成 18 年 3 月まで、土地の 1.6%、建物の 5%から、それぞれ 1%に引き下げられます。また不動産取得税も同期間、税率を 4%から 3%に引き下げます。さらに土地の課税標準の特例(1/2)を 3 年間延長することになりました。

### 住宅取得資金の贈与に関する特例のポイント

	新 税 制	現 行
非課税枠	3,500 万円	550 万円
贈 与 者	父母	父母または祖父母
贈与を受ける者	20 歳以上の子	子または孫
受贈者の条件	なし	年間所得 1,200 万円まで
対象となる住宅	新築購入・増改築	新築購入・増改築
期 間	平成 15 年 1 月～平成 17 年 12 月末	平成 17 年 12 月末

詳しくは税務署や税理士さんに相談してください。

【情報】 「癒しの竹炭」が、ゆうパックで発売されました

産学官の相互協力から生まれた竹炭(県産孟宗竹)ボードで、できた「ひな祭り用オリジナルお飾り」が、ゆうパックで発売されました。化学物質を一切使わずにできており、電磁波減衰や、マイナスイオン、消臭調湿効果などが期待される、室内環境にやさしい置物です。



【定休日】 2 月は 1, 2, 8, 9, 15, 16, 23 日となります

3 月は 1, 2, 8, 9, 16, 21, 23, 30 日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)